

違反建築防止週間

建築物の安全確保と住みよい街づくりのため、建築関係法令への理解を深める「違反建築防止週間」を実施します。

実施期間：令和 7 年 10 月 15 日(水)から 21 日(火)まで

○建築基準法を守らない建物は、火災などの災害時に利用者の安全な避難を妨げ、大惨事につながる可能性があります。

○カーポート、車庫、干場、コンテナ、プレハブ小屋なども確認申請が必要な場合があります。増改築の際は、ご注意ください。

※県内一斉公開建築パトロールを実施します。

お問い合わせ／建築指導課 （内線：2654）